

資 料

ヨーロッパ会社（SE）法を補充する 労働者参加指令

正 井 章 箒

ま え が き

（１）EU（European Union. ヨーロッパ連合）では、企業の国境を越えた活動を容易にすることを目的として、2001年10月8日に、「ヨーロッパ会社法に関する理事会規則（Council Regulation 2001/2157/EC of 8. 10. 2001 on the Statute for a European company (SE)）」（以下、ヨーロッパ会社をSEといい、本規則をSE法規則とする）⁽¹⁾ および「労働者の参加に関してヨーロッパ会社法を補充するための理事会指令（Directive 2001/86/EC of 8. 10. 2001 supplementing the Statute for a European company with regard to the involvement of employees）」（以下、参加指令という）が採択された⁽²⁾。1960

（１）「ヨーロッパ会社」は、ラテン語で、Societas Europaea といい、SE と略称される。

（２）① SE 法規則および参加指令は、ヨーロッパ委員会（European Commission）のウェブサイト <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001R2157:EN:NOT> から入手できる。また、<http://www.seeurope-network.org/homepages/seeurope/europeancompany.html> から、規則・指令を含む、多くの有益な資料を入手できる。この規則と指令に関する文献については、正井章箒「EU のコーポレート・ガバナンス」早稲田法学81巻4号（2006）145頁注（37）で引用のものほか、Norbert Kluge/ Michael Stollt (Hrsg.), Die Europäische Aktiengesellschaft (SE) — Perspektiven für eine europäische Unternehmensmitbestimmung, 2006 (http://www.seeurope-network.org/homepages/seeurope/file_uploads/booklet2006de.pdf より入手できる)。②参加指令については、2003年秋にドイツ（ハイデルベルク）

年代から議論・提案されてきた懸案が一その内容について問題はあるものの、ほぼ40年を経過して解決されたのである。SE 法規則は、企業が、解散することなく国境を越えて本店を移転すること、国境を越えて合併すること、および統一的な持ち株会社の設立のために国境を越えて資本参加することを規制し、かつ可能にした。さらに、規則は、SE が、一層制（いわゆる取締役会制度）または二層制（執行機関と監督機関とが分離した制度）を選択できることにしている。それによって、SE は、ヨーロッパにおいて広く行われている株式会社の組織モデルを、一つの法形態において結合させている。SE の法規制に関して注意しておくべき点として、一つは、規則と指令で、「合わせて一本」という形式になっていること⁽³⁾、二つ目には、SE 法規則は、それだけで完結した規定とはなっておらず、SE の本店が置かれる国の法規制に委ねている事項が多いこと、が挙げられる。

(2) SE 法規則は2004年10月8日から施行された。規則はヨーロッパ経済地域 (European Economic Area, EEA) 構成国⁽⁴⁾に直接適用される (EC 条約249条, EEA 協定7条 a 号)。これに対して、参加指令は、その施行日まで

で開催された「EU 構成国の法における労働者の企業共同決定」と題する国際シンポジウムでの報告と議論の収録としての、Theodor Baums/Peter Ulmer (Hrsg.), Beihefte der ZHR, Heft72, 2004 が有益である。また、正井章彦「ヨーロッパ株式会社における労働者の参加規制の新展開」『現代企業法の新展開 (小島康裕教授退官記念)』(2001, 信山社) 461—495頁で紹介・解説。④ SE と税制との関係について、2004年10月の EU 政策セミナーのサイト (http://www.eujapan.com/japan/041109Main%20Points_JP.pdf) 参照。

- (3) その理由は、労働者の参加に関する規制のあり方について、構成国間で意見が対立したことによる。1993年頃までの経緯については、正井章彦『EC 国際企業法』(1993, 中央経済社) 105頁以下, 293頁以下など参照。SE は、参加指令にしたがって、労働者の参加についての協定が一経営機関と労働者の代表との間で一結ばれた場合などにおいて初めて登記されうる (SE 法規則12条2項)。2007年1月5日現在の、EU 構成国 (27カ国) における機関レヴェルでの労働者参加 (企業共同決定) の形態・機関構造などの一覧表として、http://www.boeckler.de/pdf/mbf_untmitbest_eu25_de.pdf それによると、EU 構成27カ国中、19カ国で、何らかの労働者参加制度が存在する。制度が存在していない国は、ベルギー、ブルガリア、エストニア、イタリア、ラトビア、リトアニア、イギリス、キプロスである。
- (4) ヨーロッパ経済地域は、2007年3月現在、EU 構成27カ国と、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインから成る。詳しくは、岡村 堯『ヨーロッパ法』(2001, 三省堂) 689-743頁参照。

に、EEA 構成国において、国内法に転換されねばならなかった (指令14条 1 項)⁽⁵⁾。しかし、その日までに転換した国は 9 カ国にすぎない。その理由として、それらの国の多くでは、指令の内容について意見が分かれたということよりも、SE に対する関心が欠如していたことが大きいといわれる⁽⁶⁾。その後、2007年 1 月末までに、28カ国で、国内法への転換が終わった (未転換国は、2007年 1 月 1 日に EU 構成国となったブルガリアとルーマニアのみ)。

(3) SE 法規則と参加指令により、EEA 域内で、構成国の国内法にもとづいて設立される株式会社 (public limited company; Aktiengesellschaft; société anonyme) のほかに、EU 法にもとづいて設立される株式会社が出現することになった。すなわち、SE 設立の要件を満たす企業は、国内法上の会社にとどまるか、または合併などによって SE に「変身」(設立・転換) するか、という選択権が与えられたのである。実際に、施行日から2006年 1 月までに SE として登記された数は約13社であったが、2007年初めまでの合計では、約80社となっている⁽⁷⁾。

(4) 筆者は、先に2005年に採択された、国境を越えた合併に関する指令を邦訳した⁽⁸⁾。同指令の中で、この参加指令の多くの条項が引用されている。同指令を理解するためにも、参加指令の精確な理解が不可欠である⁽⁹⁾。

(5) SE 法規則と参加指令の一EU 構成国ではないノルウェーなど 3 カ国への適用は、EEA 協定 7 条および2002年 6 月25日の EEA 合同委員会 (EEA Joint Committee) の決定による (No93/2002, No89/2002) (<http://www.legaltext.ee/text/en/PH2072<2068>.htm>)。

(6) Michael Stollt, Überblick: Geschichte des Statuts der Europäischen Aktiengesellschaft (SE-Statut), S. 62f. in: Kluge/Stollt (Hrsg), aaO. (Fn. 2)。

(7) 2007年 3 月17日現在で、合併、持ち株会社の設立、組織変更または共同子会社の設立によって、SE となった企業の詳細は、http://www.seeurope-network.org/homepages/seeurope/file_uploads/sefactsheetsoverview032007.pdf により分かる。また、Walter Bayer/Jessica Schmidt, AG - Report, AG2007, R192, 194, 196, 200参照。

(8) 正井章作「EU における国境を越えた合併」早稲田法学81巻 4 号 (2006) 451-466 頁 (451頁において、ヨーロッパ会社法規則の成立を2002年10月 8 日としているのは、2001年10月 8 日の誤り)。

(9) すでに、SE 法規則の邦訳として、野田輝久「ヨーロッパ株式会社法の成立とその評価」青山経営論集37巻 4 号273-301頁 (239-269頁に解説) があり、規則と参加指令の邦訳として、上田廣美「『ヨーロッパ会社法に関する理事会規

労働者の参加に関してヨーロッパ会社法を補充するための 2001年10月8日の理事会の2001/86/EC 指令

ヨーロッパ連合の理事会は、
ヨーロッパ共同体設立〈EC〉条約，とくにその第308条にもとづいて，
委員会の変更提案にもとづいて，
ヨーロッパ議会の意見にしたがい，
経済社会理事会の意見にしたがい，
次の理由を考慮して，以下の指令を採択した。

(1) 〔EC〕条約の目標を達成するために，理事会規則2157/2001号によって，ヨーロッパ会社（SE）法が制定された。

(2) 同規則によって，統一的な法的枠組みが作られるべきものとされ，その中で，異なった構成国にある会社が，共同体の規模で，それらの事業の再編成を計画し，そして実施することができるものとされる。

(3) 共同体の社会的目的を促進するために，とくに，労働者の参加の分野において，特別の規定が設けられねばならない。それによって，SEの設立が，SEの設立に参加した会社において存在している，労働者の参加の慣行の排除または制限をもたらさないということが保障されるべきものとされる。この目標は，この領域における，規則の規定を補充する規制の導入によって，追求されるものとされる。

(4) SEに適用される労働者の参加に関する一連の規制を公布することが重要であり，提案された措置の目標が一上述のように一構成国によって，必ずしも十分には達成されえないであろうので，したがって，その目標が，提案された措置の範囲および効力のゆえに，共同体レベルで，より良く達成されうるのであるから，共同体は，〔EC〕条約第5条の補充性（subsidiarity；Subsidiarität；subsidiarité）の原則と合致して，措置を講じる。本指令は，同条

則の提案』と『従業員参加に関するヨーロッパ会社法を補充する理事会指令の提案』』亜細亜法学36巻2号（2001）247-285頁がある。参加指令の訳として，中野聡「欧州会社法『従業員関与指令』」豊橋創造大学研究紀要6号（2002）65-78頁（<http://www2.sozo.ac.jp/pdf/kiyou2002/nakano.pdf> による）。本訳に際しては，英語版，ドイツ版およびフランス語版を参照した。〈 〉は，言い換え。〔 〕は，訳者（正井）が付加した部分。

の均衡性 (proportionality ; Verhältnismäßigkeit; proportionnalité) の原則と合致して、この目標を達成するために必要な程度を越えないものである。

(5) 構成国に存在している、会社内部の意思決定への労働者代表の参加についての規制および慣行が多様であることに照らすと、SE に適用される労働者の参加の統一的ヨーロッパ・モデルを定めることは得策ではない。

(6) しかしながら、SE が設立されるすべての場合に、情報入手手続きおよび協議手続きが、国境を越えたレベルで保障されるものとされる。

(7) SE の設立に参加した一つまたは複数の会社に共同決定権が存在している限り、そしてその範囲で、それは、SE への移動 (transfer ; Übertragung ; transfert) によって、その設立後 [も]、維持されるものとされる。ただし、当事者が別段の決議をするときはこの限りでない。

(8) 個々の SE に適用される、国境を越えた労働者の情報入手および協議ならびに場合によっては共同決定の具体的な手続きは、第一に、関係当事者の間の合意によって、または一その合意がないときは――一連の補充規定によって、確定されるものとされる。

(9) 共同決定の国内の制度が異なっていることに鑑みて、合併の場合、構成国は、共同決定に関する基準ルール〈受け皿規定〉(standard rules ; Aufangregelungen ; dispositions de référence) を適用しないという選択肢を持つものとされる。

この場合、場合によっては〔SE の設立に〕参加している会社のレベルで存在している、既存の共同決定制度および慣行は、登記に関する規定の適用によって維持されねばならない。

(10) 交渉の目的のために労働者を代表する特別委員会における投票規則 (voting rules ; Abstimmungsregeln ; règles de vote) は、参加している会社の一つまたは複数の会社において存在しているよりも低いレベルの共同決定を定める協定が成立した場合、存在している共同決定の制度および慣行の排除または制限の危険に比例しているものとされる。

この危険は、SE が、組織変更または合併の方法で設立される場合には、持ち株会社または共同子会社の設立の方法で設立される場合よりも大きいものとなる。

(11) 労働者の代表と参加会社の所轄の機関との間での交渉が協定に達しなかった場合、SE に、その設立から一定の基準要件 (standard requirements ; Standardanforderungen ; exigences types s'appliquant) が適用されるものと

される。

この基準要件は、労働者の国境を越えた情報入手および協議ならびに一 SE の設立の前に、そのような共同決定が参加会社の一つにおいて存在していた限り、かつその範囲内で労働者の共同決定の効果的な実務を、SE の関係機関において保障するものとされる。

(12) 指令の枠内で行動する労働者代表は、その任務を遂行するに際して、その雇用国の法規定および（または）慣行により有するものと類似の (similar to; ähnlich…wie; semblable à) 保護および類似の保障を受けるといことが定められるものとされる。

労働者代表は、適法に活動したことによって差別されることはなく、また解雇およびその他の制裁から適切に保護されるものとされる。

(13) 秘密の情報 (sensitive information; sensible Informationen; informations sensibles) の内密性 (confidentiality; Vertraulichkeit; confidentialité) は、労働者代表の任期経過後も保持されるものとされる。SE の所轄の機関に、公表した場合には SE の働き〈機能〉(functioning; Betrieb; fonctionnement) を著しく侵害するであろう情報を開示しないことを認める規定が定められるものとされる。

(14) SE ならびにその子会社および支店が、共同体規模で活動している企業および企業グループにおけるヨーロッパ事業所委員会 (European Works Council; Europäischer Betriebsrat; comité d'entreprise européen) の設置または労働者の情報入手および協議に関する手続きの創設に関する1994年9月22日の理事会指令94/45/EC⁽¹⁰⁾の適用を受ける場合、その指令の規定および個々の国の法へ転換した規定は、SE にも、またその子会社および支店にも適用されない。ただし、特別交渉委員会が、交渉を開始しないと決定したとき、またはすでに開始された交渉を終了させると決定したときは、この限りでない。

(15) 本指令の規制は、参加に関する既存の他の権利を侵害するものではなく、そして共同体または個々の国の法規定または慣行にもとづく、既存の他の〔労働者の〕代表構造に対する作用を必ずしも及ぼすものではない。

(10) 同指令については、正井章彦「超国家的企業における労働者の情報入手権・協議権」姫路法学16・17合併号(1995)39-109頁、同「EUにおける従業員の情報入手権および協議権」日本EU学会年報16号(1966)1-17頁において解説。2001年初め頃までの状況については、濱口桂一郎『EU労働法の形成(増補版)』(2001, 日本労働研究機構)56-96頁, 298-318頁参照。

(16) 構成国は、本指令に定められた義務が遵守されなかった場合に対する適切な措置を定めるものとされる。

(17) 〔EC〕条約は、共同体が本指令を採択するために必要な権限を、第308条以外には定めていない。

(18) 企業の決定への参加に関して労働者が獲得した権利を確保することは、本指令の基本的な原則であり、かつ宣言された目標である。

それゆえ、SEの設立前から存在している労働者の権利は、SEにおける労働者の参加権の形成にとっても、出発点となるものとされる（「前・後」原則（‘before and after’ principle; Vorher-Nachher Prinzip; principe avant-après）。したがって、この原則は、SEの新規の設立について適用されるだけでなく、既存のSEの構造上の変更にも、また構造上の変更過程によって影響を受ける会社にも適用される。

(19) 構成国は、労働組合の代表が、SEの設立に参加した会社の労働者であるか否かに関わりなく、特別交渉委員会の構成員となることができるということを定めることができるものとされる。

この関係において、構成国は、この権利を、とくに労働組合の代表が、個々の国の法により、監督機関または経営機関の議決権のある構成員となることが認められる場合に導入することができるものとされる。

(20) いくつかの構成国では、労働者の参加および使用者と労働者の関係の他の領域が、個々の国の法規定によっても、また慣行によっても、定められている。その際、慣行は、この関係において、さまざまなレヴェル—国全体、事業分野および（または）会社〈企業〉に関係したレヴェル—での労働協約もまた包含する、という意味に理解されねばならない。

第1編 総 則

第1条 目 的

(1) 本指令は、規則（EC）2137/2001の対象であるヨーロッパ会社（Societas Europaea. 以下、「SE」という）における労働者の参加を定める。

(2) この目的のために、各SEにおいて、第3条から第6条までによる交渉にしたがって、または第7条という事情の下では付則にしたがって、労働者の参加に関する協定が定められる。

第2条 定義

(a) 「SE」とは、規則 (EC) No. 2157/2001に従って設立された会社をいう⁽¹¹⁾。

(b) 「参加会社 (participating companies; beteiligte Gesellschaften; société participantes)」とは、SE の設立に直接に参加した会社をいう。

(c) 会社の「子会社 (subsidiary; Tochtergesellschaft; filiale)」とは、その会社によって、理事会指令 94/45/EC 第 3 条第 2 項から第 7 項まで⁽¹²⁾ いう支配的影響力を行使されている企業 (undertaking; Unternehmen; entreprise) をいう。

(d) 「関係子会社または関係事業所 (concerned subsidiary or establishment; betroffene Tochtergesellschaft oder betroffener Betrieb; filiale ou établissement concerné)」とは、参加会社の子会社または事業所であって、SE の設立に際して、その子会社または事業所となるべきものをいう。

(e) 「労働者の代表 (employees' representatives; Arbeitnehmervertreter; représentants des travailleurs)」とは、国内法および (または) 慣行によって定められた労働者の代表をいう。

(f) 「代表機関 (representative body; Vertretungsorgan; organe représentation)」とは、EU の領域にある SE およびその子会社および事業所の労働者の情報入手権および協議権を行使し、そして適用可能なときは、SE に関して共同決定権を行使するために、第 4 条による協定によって、または付則の規定に対応して設置された労働者を代表するための機関をいう。

(g) 「特別交渉委員会 (special negotiation body; besonderes Verhandlungsgremium; groupe spécial négociation)」とは、第 3 条にしたがって設置される委員会であり、その任務は参加会社の権限ある機関と交渉して、SE における労働者の参加に関する協定を成立させることにある。

(h) 「労働者の参加」(involvement of employees; Beteiligung der Arbeitnehmer; implication des travailleurs) とは、情報の入手、協議および共同決定を含む、労働者の代表が、会社内部の決定に対して影響力を行使することができるすべての手続きを意味する

(i) 「情報入手 (information; Unterrichtung; information)」とは、SE 自身または他の構成国にあるその子会社またはその事業所に関する事項または一つの構成国における意思決定機関の権限を越える事項について、SE の権限ある機関によって、労働者の代表機関および (または)⁽¹³⁾ 労働者の代表が情報を入手することをいい、その際、情報入手の時点、形式および内容は、労働者の代表に、影響可能性の十分な評価および場合によっては、SE の権限ある機関との間の協議の準備を可能にするものでなければならない。

(11) EC, No は、英語のみで表記する。

(12) 同条項については、正井・前掲注 (10) 姫路法学16・17合併号77頁以下参照。

(13) and/or, und/oder, et/ou は、「および (または)」とする。

(j) 「協議（consultation; Anhörung; consultation）」とは、労働者の代表機関および（または）労働者の代表と SE の権限ある機関との間の対話および意見交換の場を設けることをいい、その際、情報入手の時点、形式内容は、労働者の代表に、行われた協議にもとづいて、計画された権限ある機関の措置に対する意見を述べることを可能にするものでなければならず、その意見は、SE 内部の意思決定過程において考慮されうる（may be taken into account; berücksichtigt werden kann; pourra être pris en considération）。

(k) 「共同決定（participation; Mitbestimmung; participation）」とは、労働者の代表機関および（または）労働者代表が、次のことによって、会社の諸問題に影響を及ぼすことをいう。

— 会社の監督機関または管理機関（supervisory or administrative organs; Aufsicht- oder Verwaltungsorgan; organe de surveillance ou d'administration）の構成員の一部を選出し、または任命する権利を行使することによって、または
— 会社の監督機関または管理機関の一部または全部の構成員の任命を勧告し、かつ（または）拒否する権利を行使することによって。

第 2 編 交渉の手続き

第 3 条 特別交渉委員会の設置

(1) 参加会社の経営機関または管理機関が SE の設立を計画する場合、合併計画書または持ち株会社の設立計画書を公告した後、または子会社の設立に関する計画または SE への組織変更に関する計画に合意した後、SE における労働者の参加に関する協定について、会社の労働者代表との交渉を始めるために、できるだけ早く、必要な措置—それには、参加会社、子会社および事業所ならびにその労働者の数に関する情報の提供が含まれる—を講じる。

(2) このために、参加会社および関係子会社および事業所の労働者の代表として、特別交渉委員会が設置される。

(a) 特別交渉委員会の構成員の選挙または任命に際して、次のことが保障されねばならない。すなわち、

(i) この構成員は、各構成国における参加会社および関係会社および事業所によって雇用された労働者の数に比例して、選出または任命され、かつすべての構成国における参加会社および関係子会社または事業所全体で雇用されている労働者の 10% またはその一部分について、一つの席が割り当てられること、

(ii) 合併によって設立された SE の場合において、登記されており、かつ関係する構成国において労働者が雇用され、かつ計画された SE の登記の結果として、固有の法人格が消滅してしまう参加会社が、特別交渉委員会において、少なくとも 1 人の構成員が代表されることを保障するために必要であるときは、各構成国からの構成員が追加されること。ただし、この構成員は、

— (i) の適用から生じる構成員の数の 20% を超えず、かつ

一特別交渉委員会の構成が、関係する労働者の二重代表とならない限りで認められる。

このような会社の数が、最初の副段落にしたがって用いることができる追加的な席の数を超えるときは、この追加的な席は、異なる構成国における会社に、そこで雇用された労働者の数の多い順に割り当てられる。

(b) 構成国は、その領土において選ばれ、または任命される特別交渉委員会の構成員の選挙または任命に関する手続きを確定する。構成国は、できる限り、個々の構成国において労働者を雇用している各参加会社が、少なくとも 1 人の構成員によって代表されるということを確保するために、必要な措置を講じる。構成員の全体数は、この措置によって増やすことはできない。

構成国は、この機関に、労働組合の代表が一たとえ、その者が参加会社または関係子会社または関係事業所の労働者ではないとしても一所属することができる、と定めることができる。

代表機関の設置の基準に関する個々の国の法規定および（または）慣行を害することなく、構成国は、労働者の意思とは関係なく独立して労働者代表が存在していない企業または事業所の労働者が、自ら特別交渉委員会の構成員を選挙し、または任命することができるということを定める。

(3) 参加会社の特別交渉委員会および所轄の機関は、SE における労働者の参加を、書面による協定で確定する。

この目的のために、参加会社の所轄の機関は、特別交渉委員会に、SE の設立の計画および登記までの手続きの経過について、知らせる。

(4) 特別交渉委員会は、第 6 項の場合を除いて、その構成員の過半数で決議する。この過半数は、労働者の過半数もまた代表していなければならない。各構成員は 1 個の議決権を持つ。しかしながら、交渉の結果が、共同決定権の縮小をもたらすときは、そのような協定の承認決議には、少なくとも 2 つの構成国で雇用された労働者を代表している構成員の議決権を含む、少なくとも労働者の 3 分の 2 を代表している特別交渉委員会構成員の議決権の 3 分の 2 の多数を必要とする。〔ただし、〕

一合併によって設立されることになっている SE の場合には、共同決定が、参加会社の労働者の総数の少なくとも 25% に及ぶ限りで、または、

一持ち株会社として、または子会社として設立されることになっている SE の場合には、共同決定が、参加会社の労働者の総数の少なくとも 50% に及ぶ限りで、必要である。

共同決定権の縮小とは、第 2 条 k 号にいう SE の機関構成員の割合が、参加会社において存在している最も高い割合よりも低いことをいう。

(5) 特別交渉委員会は、交渉に際して、その選択により、その仕事を補助させるために、専門家—それには共同体レベルでの適切な労働組合組織の代表もまた含めることができる—の参加を求めることができる。この専門家は、適当な場合には、共同体レベルでの一貫性 (coherence; Kohärenz; coherence) および調和 (consistency; Einstimmigkeit; niveau) を促進するために、特別交渉委員会の求めにより、

助言者の資格で交渉の場に出席することができる。

特別交渉委員会は、適切な外部の組織の代表—それには労働組合の代表も含まれる—に、交渉の開始を知らせるように決議することができる。

（6） 特別交渉委員会は、次に定められた多数決によって、交渉を開始しないこと、またはすでに開始された交渉を終了させること、およびSEが労働者を雇用している構成国において適用されている情報入手および協議に関する規定に従うことを決議することができる。そのような決議は、第4条による協定を締結するための手続きを終了させる。そのような決議が行われたときは、付則のどのような規定も適用されない。

交渉を開始しない決議またはそれを終了させる決議には、少なくとも2つの構成国で雇用された労働者を代表している構成員の議決権を含む、少なくとも労働者の3分の2を代表している構成員の議決権の3分の2の多数を必要とする。

組織変更によって設立されたSEの場合、組織変更する会社に共同決定が存在しているときは、本項は適用されない。

当事者が、より早い交渉の再開を合意しない限り、特別交渉委員会は、SE、その子会社およびその事業所の労働者の少なくとも10%またはその代理人の書面による申立てにもとづいて、上述の決議から早くとも2年経過後に再度招集される。特別交渉委員会が、業務執行者との交渉の再開を決議したが、その交渉で、合意に達しなかった場合は、付則の規定は適用されない。

（7） 特別交渉委員会が、その任務を適切に果たすことができるように、特別交渉委員会の活動に関して、および通常、交渉に関して発生する費用は、参加会社によって負担される。

この原則と一致して、構成国は、特別交渉委員会の活動に関する予算上の規則を定めることができる。この規則は、とくに、費用の引き受けを1人の専門家の費用に限定することができる。

第4条 協定の内容

（1） 参加会社の所轄の機関と特別交渉委員会は、SE内部の労働者の参加に関する協定に達するために、協調の精神で交渉する。

（2） 当事者の自律性を侵害することなく、また第4項を留保しつつ、第1項にいう書面による協定において、参加会社の所轄の機関と特別交渉委員会との間で、次のことが確定される。

（a） 協定の適用範囲、

（b） SEおよびその子会社および事業所の労働者の情報入手および協議に関する協定の枠内で、SEの所轄の機関の交渉相手としての代表機関の構成ならびにその構成員数および席の配分、

（c） 代表機関の権限および情報入手および協議に関する手続き、

（d） 代表機関の会議の回数、

（e） 代表機関のために割り当てられるべき財政的および物的手段、

(f) 当事者が、交渉の過程で、代表機関を設置する代わりに、一つまたは複数の情報入手および協議の手続きを設けることを決定したときは、その実施方法、

(g) 当事者が、交渉の過程で、共同決定に関する協定をする決定をしたときは、その協定は（場合によっては）、労働者が、選挙し、または選任し、またはその選任を勧告し、または拒否することができる SE の管理機関または監督機関における構成員の数、労働者が、その構成員を、選挙し、または選任し、または選任を勧告し、または拒否することができる手続きおよびその構成員の権利を含むこと、

(h) 協定が発効する日およびその存続期間、協定が再交渉されるものとされるときは、その再交渉に適用される手続き。

(3) 協定の中に別段の定めがある場合を除き、付則の基準ルールは、この協定に適用されない。

(4) 第13条第3項 a 号の規定は別として、組織変更の方法で設立される SE の場合には、協定において、労働者の参加のすべての要素に関して、SE へ組織変更されることになっている会社において存在しているのと少なくとも同じレベルが保障されねばならない。

第5条 交渉の期間

(1) 交渉は、特別交渉委員会の設置とともに始まり、その後、6 ヶ月間、継続することができる。

(2) 当事者は、共同して、第1項にいう期間を超えて、特別交渉委員会の設置から全体として1年間、交渉を継続すると決定することができる。

第6条 交渉手続きに適用される法

本指令において別段の定めがある場合を除き、第3条から第5条までにおいて定められた交渉手続きに、SE が本店を置くことになっている構成国の法が適用される。

第7条 基準ルール

(1) 構成国は、第1条で定められた目標を実現するために、以下の第3項の規定は別として、労働者の参加に関する基準ルールを導入する。それは、付則において定められた規定を満たすものでなければならない。

SE が、その本店を置くことになっている構成国の法において定められた基準ルールは、次の場合、SE が登記された時点から適用される。

(a) 当事者が、そのことについて合意した場合、または、

(b) 第5条にいう最終期限までに、合意に達しなかった場合であって、かつ、一各参加会社の所轄の機関が、基準ルールを SE に適用すること、そしてそれによって SE の登記に関する手続きを継続することに同意し、かつ一特別交渉委員会が第3条第6項による決議をしなかった場合。

(2) さらに、SE が登記された構成国における国内法によって導入された基準ルールは、本指令付則第3編に従って、次の場合にのみ適用される。すなわち、

(a) 組織変更によって設立された SE の事例では、管理機関または監督機関における労働者の共同決定に関する構成国の規定が、SE に組織変更した株式会社に適用されていた場合、

(b) 合併によって設立された SE の事例では、

—SE の登記前に、参加会社の一つまたは複数の会社において、共同決定の一つまたは複数の形態が存在し、かつそれがすべての参加会社の労働者全体の数の少なくとも25%に及んでいた場合、または、

—SE の登記前に、参加会社の一つまたは複数の会社において、共同決定の一つまたは複数の形態が存在し、かつそれがすべての参加会社の労働者全体の数の25%よりも少ないときであって、特別交渉委員会がそのように決議した場合、

(c) 持ち株会社または子会社の設立によって設立された SE の事例では、

—SE の登記前に、参加会社の一つまたは複数の会社において、共同決定の一つまたは複数の形態が存在し、かつそれがすべての参加会社の労働者全体の数の少なくとも50%に及んでいた場合、または、

—SE の登記前に、参加会社の一つまたは複数の会社において、共同決定の一つまたは複数の形態が存在し、かつそれがすべての参加会社の労働者全体の数の50%よりも少ないときであって、特別交渉委員会がそのように決議した場合。

種々の参加会社において二つ以上の共同決定が存在した場合、特別交渉委員会は、そのうちのどれを SE に導入するかを決定する。

構成国は、その領土において登記された SE について、それに関する決議がなされなかった場合に適用されるべき規定を確定することができる。

特別交渉委員会は、参加会社の所轄の機関に、本項に従ってなされた決議について知らせなければならない。

(3) 構成国は、付則第3編における参照規定が、〔本条〕第2項b号において定められた事例に適用されない、と定めることができる。

第3編 雑 則

第8条 黙秘および秘密の保持

(1) 構成国は、特別交渉委員会および代表機関ならびにそれらを補助する専門家の構成員が、秘密であると告げられて与えられた情報を第三者に伝えてはならないことを定める。

同じことが、情報入手および協議に関する手続きの枠内で、労働者に適用される。

この義務は、その者の滞在所に関係なく、またその任期の経過後も、引き続いて適用される。

(2) 各構成国は、特別の場合であって、かつ個々の国の法の条件および制限の下で、その領土に本店を置いている SE または参加会社の監督機関および管理機関が情報を伝えることによって、客観的な基準によると、SE（または場合によっては参加

会社) またはその子会社および事業所の働き〈機能〉を著しく害し、または損害を与えるであろう場合には、その情報を伝える義務を負わないことを定める。

構成国は、そのような適用免除 (dispensation; Freistellung; dispense) を、官庁または裁判所による事前の承認を要するものとすることができる。

(3) 各構成国は、その領土内に本店を置いている SE について、それが報道および意見の発表に関して、直接に、かつもっぱら一定のイデオロギー上の指向 (ideological guidance; weltanschauliche Tendenz; orientation idéologique) を目的とするものについて、特別の規定を定めることができる。ただし、国内法が、その規定を、すでに本指令の採択の時に置いている場合に限る。

(4) 第 1 項、第 2 項および第 3 項の適用に際して、構成国は、SE または参加会社の監督機関または管理機関が秘密にするよう要求し、または情報の提供を拒絶した場合に、労働者の代表が、行政上または裁判上の救済を求めることができる手続きを定める。

この手続きは、関係する情報の内密性の保護に関する規定を含むことができる。

第 9 条 代表機関の活動および労働者の情報入手および協議に関する手続き

SE の所轄の機関および代表機関は、相互の権利および義務を正当に考慮しつつ、協調の精神を持って協働する。

同じことが、労働者の情報入手および協議の枠内で、SE の監督機関または管理機関と労働者の代表との間の協働に適用される。

第 10 条 労働者の代表の保護

特別交渉委員会の構成員、代表機関の構成員、情報入手および協議に関する手続きにおいて協力する労働者の代表および SE、その子会社または事業所または参加会社の従業員である SE の監督機関または管理機関における労働者の代表は、その任務の遂行に際して、その者が雇用されている国の国内法上の規定および (または) 慣行によって労働者の代表に定められているのと同じ保護と同じ程度の保障を受ける。

このことは、とくに特別交渉委員会または代表機関の会議への出席または第 4 条第 2 項 f 号による協定の枠内で開催される、その他のすべての会議および管理機関または監督機関の会議への出席に適用され、そして参加会社または SE またはその子会社または事業所によって雇用された構成員の任務の遂行に必要な欠勤期間中の賃金の支払に適用される。

第 11 条 手続きの濫用

構成国は、共同体の法規定と一致して、SE が、労働者の参加権を剥奪すること、またはそれを抑制することに濫用されないように、適切な措置を講じる。

第 12 条 指令の遵守

(1) 各構成国は、その領土内にある SE の事業経営者 (management; Leitung;

direction) および子会社および参加会社の監督機関または管理機関、およびその労働者の代表または場合によっては、その労働者が、本指令の義務を遵守するように配慮する。このことは、SE が、その領土内にその本店を置いているか否かを問わない。

（２） 構成国は、本指令が遵守されなかった場合に関する適切な措置を講じる。構成国は、とくに、本指令から生じている義務が履行されることを可能にする行政上または裁判上の手続きが用いられるように配慮する。

第13条 本指令の他の規定に対する関係

（１） SE および SE の子会社が、指令94/45/EC またはその指令を連合王国に拡大するための指令97/74/EC にいう共同体規模で活動している企業または共同体規模で活動している企業グループの支配企業であるときは、これらの指令およびそれらを国内の制定法に転換に関する規定は、適用されない。

しかしながら、特別交渉委員会が、第３条第６項にしたがって、交渉を開始しないこと、または開始した交渉を打ち切ることを決定したときは、指令94/45/EC または指令97/74/EC およびそれらを国内の制定法に転換するための規定が適用される。

（２） 本指令を実施するものではない国内の制定法および（または）慣行によって定められた、会社の機関における労働者の共同決定に関する規定は、規則（EC）2157/2001によって設立され、かつ本指令の適用を受ける会社には適用されない。

（３） 本指令は、次のことを侵害するものではない。

a) SE およびその子会社および事業所の労働者に適用される国内の制定法および（または）慣行によって定められた参加の権利。ただし、SE の機関における共同決定は除かれる。

b) SE の子会社に適用される、国内の制定法および（または）慣行によって定められた会社機関における共同決定に関する規定。

（４） 第３項にいう権利を確保するために、構成国は、独立した法人ではなくなる参加会社における労働者の代表の構造が、SE の登記後も維持されることを保障するために、必要な措置を講じることができる。

第14条 最終規定

（１） 構成国は、本指令を、遅くとも2004年10月８日までに遵守するために必要な法規定および行政上の規定を公布し、または遅くともこの時点までに、経営者と労働者（management and labour ; Sozialpartner ; partenaires sociaux）が、必要な規定を協定によって導入することを確保する。

構成国は、いつでも、本指令に定められた結果を保障するために必要なあらゆる措置を講じる義務を負う。構成国は、そのことを委員会に、直ちに知らせる。

（２） 構成国が、これらの措置を講じた場合、構成国は、それらの措置の中で本指令に言及し、または公的出版物であるときは、本指令を指摘することによって言及する。

第15条 委員会による再検討

委員会は、遅くとも2007年10月8日までに、場合によっては必要な変更を理事会に提案するために、構成国および共同体レベルでの経営者と労働者との協議により、本指令の適用を再検討する。

第16条 施行

本指令は、ヨーロッパ共同体官報に公告した日に発効する。

第17条 名宛人

本指令は構成国に向けられている。

2001年10月8日に、ルクセンブルクで〔採択された〕。

理事会の名において 議長 L. ONKELINX

付則 基準ルール（第7条による）

第1編 労働者の代表機関の構成

本指令第1条に述べられた目標を達成するために、第7条で述べられた事例において、代表機関が、以下のルールによって設置される。

(a) 代表機関は、SE およびその子会社および事業所の労働者によって構成される。その構成員は、労働者の代表によって、その中から、または、そのような代表を欠くときは、労働者全体によって選出または任命される。

(b) 代表機関の構成員は、国内の制定法および（または）慣行に従って、選出または任命される。

構成国は、SE およびその子会社および事業所の内部で生じている変更を、代表機関の数および代表機関における席の配分に適合させる規定を設けることによって配慮する。

(c) 代表機関は、その構成員の数が正当化するときは、その中から多くても3人で構成される小委員会（select committee; engere Ausschuss; comité restreint）を設ける。

(d) 代表機関は、手続きに関する自らの規則を採択する。

(e) 代表機関の構成員は、各構成国において、参加会社および関係子会社および事業所によって雇用されている労働者の数に比例して、選出または任命される。したがって、構成国ごとに、参加会社およびその関係子会社および事業所の、すべての構成国において雇用された労働者全体の10%に対応する、その構成国で雇用された労働者の割合ごとに、または、この部分の一部について、一つの席が割り当てられる。

(f) SE の所轄の機関は、代表機関の構成について知らされる。

(g) 代表機関が設置されて4年経過後、代表機関は、第4条および第7条による

協定を結ぶために交渉を始めるか、または本付則に従った基準ルールを引き続いて適用するかを検討しなければならない。

第4条に従って、交渉して協定を結ぶことが決議された場合、第3条第4項から第7項まで、および第4条から第6条までの規定が準用される。その際、「特別交渉委員会」という用語は、「代表機関」という文言によって置き換えられる。交渉について定められた最終期限までに、協定が成立しなかったときは、最初に基準ルールにしたがって採択された規制が、さらに適用される。

第2編 情報入手および協議に関する基準ルール

SEにおける代表機関の所轄事項および権限について、次の規制が適用される。

(a) 代表機関の所轄事項は、SE自身または他の構成国にある子会社または事業所に関係するか、または一つ構成国のレベルでの意思決定機関の権限を越える事項に限定される。

(b) c号にしたがって開催される会議を侵害することなく、代表機関は、所轄の機関によって作成された定期的な報告書にもとづいて、SEの事業の進行状況およびその予測について、知らされ、かつ協議する権利を有する。この目的のために、少なくとも1年に1回、SEの所轄の機関と会合する。地域の業務執行者（local management; örtliche Geschäftsleitungen; directions locales）は、このことについて知らされる。

SEの所轄の機関は、代表機関に、管理機関または場合によっては経営機関および監督機関のすべての会議の議事日程ならびに株主総会に提出されたすべての資料のコピーを提供する。

この情報入手および協議は、とくにSEの構造、その経済上および財政上の状況、取引状況、生産状況および売上状況の予想される展開、雇用状況およびその予想される展開、投資、組織の根本的変更、新しい作業方法および生産工程の導入、生産の移転、合併、企業、事業所またはそれらの重要な部分の縮小または閉鎖および大量解雇に関係する。

(c) 労働者の利益に重大な影響を及ぼす通例でない事情、とくに再配置、移転、事業所または企業の閉鎖または大量解雇が生じるときは、代表機関は、それについて情報を与えられる権利を有する。代表機関または一とくに緊急を要する場合に、代表機関が決議する場合—小委員会は、その求めにより、SEの所轄の機関または独自の決定権限を与えられた経営者レベルの適切な代表と、労働者の利益に重大な影響を及ぼす措置について情報が与えられ、かつ協議されるように、会合する権利を有する。

所轄の機関が、代表機関によって表明された意見に従わないと決議した場合、代表機関は、合意に達するために、さらにSEの所轄の機関と会合する権利を有する。

小委員会との会合が実施されるときは、この措置によって直接に影響を受ける労働者を代表する代表機関の構成員もまた、それに参加する権利を有する。

上述の会合は、所轄の機関の優先権を侵害するものではない。

(d) 構成国は、情報入手および協議に関する会議における議長の職務について定めることができる。

代表機関または小委員会は一場合によっては、c号第3段落にしたがって、拡大された構成において、SEの所轄の機関との会議の前に、所轄の機関の代表を除いて会合する権限を有する。

(e) 第8条を侵害することなく、代表機関の構成員は、SE、その子会社および事業所の労働者に、情報入手および協議の手続きの内容および結果について、知らせる。

(f) 代表機関および小委員会は、それらが選んだ専門家によって補助される。

(g) 代表機関の構成員は、その職務を履行するために必要である限り、訓練〈継続教育〉を受けるために、有給休暇を請求することができる。

(h) 代表機関の出費はSEが負担する。SEは、代表機関が職務を適切な方法で遂行することができるように、代表機関の構成員に、必要な財政上および金銭上の手段を提供する。

とくに、SEは、別段の合意がなされた場合を除いて、通訳の費用ならびに代表機関および小委員会の構成員の滞在費用および旅行費用を含む会議開催の費用を負担する。

構成国は、この原則に従って、代表機関の活動に関する予算上の規則を確定することができる。構成国は、とくに、費用の負担を、専門家1人だけの費用に制限することができる。

第3編 共同決定に関する基準ルール

SEにおける労働者の共同決定に、次の規定が適用される。

(a) 組織変更によって設立されたSEの場合において、管理機関または監督機関における労働者の共同決定に関する構成国の規定が、その登記の前に適用されているときは、労働者の共同決定のすべての構成要素が引き続いて適用される。これに関しb号が準用される。

(b) SEの他の設立の場合においては、SE、その子会社および事業所の労働者および(または)その代表機関が、管理機関または監督機関の構成員の一部を選出し、または任命し、またはその任命を勧告し、または拒否する権利を有する。その際、その機関構成員の数は、SEの登記前の参加会社における最も高い割合に従って算定される。

参加会社のうちのどの会社においても、SEの登記前に、共同決定に関する規定が存在していなかったときは、SEは、労働者の共同決定に関する協定を導入する義務を負わない。

代表機関は、個々の構成国で雇用されたSEの労働者の割合に対応して、異なった構成国の労働者を代表している構成員の中での管理機関または監督機関における席の

割り当てについて、または SE の労働者が、それらの機関の構成員を勧告し、または拒否することができる方法について、決定する。

この比例的基準によって、一つまたは複数の構成国の労働者が考慮されていないときは、代表機関は、これらの構成国のうちの一つから、とくに適当であるときは、SE が本店を置くことになっている構成国から構成員の 1 人を任命する。各構成国は、管理機関または監督機関において構成国に与えられた席の割り当てについて決定することができる。

代表機関または場合によっては、労働者によって選出され、選任され、または勧告された、SE の管理機関または場合によっては監督機関の構成員のすべては、持分所有者〈持分権者〉を代表する構成員と同じ権利（議決権を含む）および義務を有する完全な機関構成員である。